

西宮市医療費助成制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市医療費助成条例(昭和46年西宮市条例第23号。以下「条例」という。)及び西宮市医療費助成条例施行規則(昭和46年西宮市規則第56号。以下「規則」という。)に規定する受給資格等の期間及び受給資格等の特例に係る事務取扱について定める。

(受給資格等の始期及び終期)

第2条 受給資格等の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 受給資格等の始期

区分	始期
1 条例第2条第1項第1号に該当する者	同号に該当することとなった日の属する月の初日(ただし、世帯状況に異動があったことにより該当することとなった場合は該当することとなった日の属する月の翌月の初日)
2 条例第2条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する者	当該各号のいずれかに該当することとなった日
3 条例第2条第1項第5号又は第6号に該当する者	当該各号のいずれかに該当することを証する医師の診断のあった日の属する月の初日
4 条例第2条第1項第7号に該当する者	(1) 精神障害者保健福祉手帳の交付があった日の属する月の初日 (2) 精神障害者保健福祉手帳の等級の見直しにより該当することとなった場合は、当該見直しのあった日の属する月の初日
5 条例第2条第1項第8号又は第9号に該当する者	受給資格の認定を申請した日の属する月の初日 (ただし、当該各号のいずれかに該当することとなった日が申請日の属する月である場合はその日)
6 本市に住所を有することとなったとき	本市に住所を有することとなった日

7 医療保険各法の適用を受けることとなったとき	医療保険各法の適用を受けることとなった日
8 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護が廃止又は停止になったとき	保護が廃止又は停止をされた日
9 条例第2条第1項各号のいずれかに該当することで助成を受けている者が他の号による助成を受けることとなったとき(西宮市高齢障害者医療費助成要綱第2条第2号に該当するものを除く)	当該助成を受けなくなった日
10 その他市長が認めるとき	市長が認める日

(2) 受給資格等の終期

区分	終期
1 条例第2条第1項第1号イに該当していた者が、同号イに規定する区分の要介護認定を受けなくなったとき	(1) 1月から6月までの間に左の区分に該当したとき 当年の6月30日 (2) 7月から12月までの間に左の区分に該当したとき 翌年の6月30日
2 条例第2条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当していた者について、それぞれその身体障害者手帳又は療育手帳の等級の見直しにより該当しなくなったとき	当該見直しに係る医師の診断のあった日の属する月の末日
3 条例第2条第1項第7号に該当していた者について、その精神障害者保健福祉手帳の等級の見直しにより該当しなくなったとき	(1) 当該見直しのあった日が月の初日の場合、その前日 (2) 当該見直しのあった日が月の初日以外の場合、その属する月の末日
4 条例第2条第1項第8号又は第9号に該当する者であって、同号に規定する者でなくなったとき	当該各号のいずれかに該当する者であって、同号に規定する者でなくなった日の前日
5 本市に住所を有しなくなったとき	本市に住所を有しなくなった日(ただし、同一日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その日の前日)
6 死亡したとき	死亡した日

7 医療保険各法の適用を受けなくなったとき	医療保険各法の適用を受けなくなった日の前日
8 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受け、又は受けられることが明らかとなったとき	保護を受けた日の前日
9 条例第2条第1項の他の号による助成を受けることとなったとき(西宮市高齢障害者医療費助成要綱第2条第2号に該当するものを除く)	当該助成を受けることとなった日の前日
10 その他市長が認めるとき	市長が認める日

(受給資格等の特例の取扱い)

第3条 受給資格等の特例については、次のとおり取り扱う。

- 1 規則第1条の3に規定する失業等その他市長が定める事由に該当するか否かは、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、税務官署の収受印のある廃業届の写し等を添付した本人の申立書により確認する。
- 2 規則第1条の3に規定する収入の著しい減少の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 収入は、当該年の初日から事由発生日までの収入額と事由発生日後1箇月間の収入額を基に推計した事由発生日から当該年の末日までの収入見込額を合計した額を基準とし、福祉医療制度の各制度の所得等の計算方法を用いて推計所得を算出する。この場合において、扶養親族等の数は、受給資格等の認定の申請があった日における状況で判断することとする。
 - (2) 前号の推計所得を基として、条例及び規則に規定する福祉医療制度の各制度の所得要件を満たす場合は、規則第1条の3に規定する収入の著しい減少があったものとする。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。